

# 弥富市工事施行事務取扱要領

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 設計図書の作成（第3条・第4条）
- 第3章 契約の締結（第5条－第13条）
- 第4章 工事の施行（第14条－第25条）
- 第5章 工事の完了（第26条－第29条）
- 第6章 契約代金の支払い（第30条－第32条）
- 第7章 雑則（第33条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、工事の施行に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各課等の長 弥富市予算決算会計規則（平成12年弥富町規則第12号）第3条第1号に規定する各課等の長をいう。
- (2) 工事担当課長 工事の施行を担当する各課等の長をいう。
- (3) 設計金額 工事に要する標準的な費用として積算した金額で消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (4) 契約金額 工事の請負代金を表し、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。
- (5) 工事 建設工事をいう。
- (6) 請負者 弥富市（以下「市」という。）と工事の請負契約を締結した者をいう。

### 第2章 設計図書の作成

#### （発注の見通しに関する事項の公表）

第3条 工事に係る発注の見通しに関する事項の公表は、弥富市建設工事等に係る

情報の公表事務取扱要領に基づき行うものとする。

(設計図書の作成)

第4条 工事担当課長は、工事を施行しようとするときは設計書(第1号様式)、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)を、工事の内容を変更しようとするときは変更設計書(第2号様式)及び図面(以下「変更設計図書」という。)を作成するものとする。

2 前項の仕様書は、愛知県建設部土木工事標準仕様書又は公共建築工事標準仕様書をいう。

3 前2項の設計図書及び変更設計図書で、国又は県の関係機関により様式の定めがある場合は、それによるものとする。

4 工事施行に当たって制約を受ける現場については、必要に応じて特記仕様書を設計図書に添付するものとする。

5 工事担当課長は、設計図書及び変更設計図書のうち金額抜き2部を契約締結に支障のない時期までに財政課に提出するものとする。

### 第3章 契約の締結

(工事の起案)

第5条 工事担当課長は、工事を施行しようとするときは、予算執行書(第3号様式)により起案し、決裁を受けるものとする。ただし、設計金額が10万円を超えない工事は、この限りでない。

2 予算執行書には、前条第1項に規定する設計図書その他の必要な書類を添付しなければならない。

(入札の方法)

第6条 工事担当課長は、設計金額が130万円を超える工事は、随意契約による場合を除き、財政課に競争入札を依頼するものとする。

2 前項の場合において、工事担当課長は、あらかじめ決められた日時までに、契約管理システムにより入札を依頼するとともに、予算執行書及び電子ファイルにより第4条第1項に規定する設計図書その他の必要な書類を財政課に提出しなければならない。

(入札者等の選定)

第7条 指名競争入札における指名業者又は随意契約(設計金額が130万円を超

えない工事を除く。)における見積者の選定は、弥富市工事等指名業者審査委員会規程、弥富市建設工事請負業者格付要領及び弥富市建設工事等請負業者選定要領に基づき行うものとする。

(指名等の通知)

第8条 指名競争入札の通知は指名競争入札通知書(第4号様式)により、随意契約の見積徴取の通知は見積書徴取通知書(第5号様式)によるものとする。

(一般競争入札における入札参加資格要件の確認)

第9条 一般競争入札における入札参加資格要件の確認は、弥富市一般競争入札(建設工事)実施要領に基づき行うものとする。

(予定価格書の作成)

第10条 予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ総額で定めるものとする。なお、予定価格書(第6号様式)には、入札書比較価格(予定価格の110分の100の価格)を予定価格に併記するものとし、調査基準価格又は最低制限価格を設定する場合についても、同様に取り扱うものとする。

2 入札執行前に予定価格を公表する場合は、予定価格書は封書にしないものとする。

3 あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステム(以下「電子入札システム」という。)により入札を行う場合は、予定価格書を封書することに代えて、予定価格及び調査基準価格又は最低制限価格を電子入札システムに記録するものとする。

4 随意契約で予定価格が130万円を超えない工事は、予定価格書の作成を要しないものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は、弥富市公共工事等入札者心得書に基づき行うものとする。

2 落札者は、当該入札の参加資格を有する者で、入札書比較価格における予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格(最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格)をもって入札をした者とする。ただし、調査基準価格を設定した場合でその調査基準価格を下回った場合の取扱いについては、弥富市低入札価格調査実施要領の定めるところによる。

3 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントを加算した

額とする。

4 入札の経過は、入札執行調書（第7号様式）により記録するものとする。

5 見積書の徴取においても、前各項に準じて行うものとする。

6 入札の経過及び結果に関する事項の公表は、弥富市建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領に基づき行うものとする。

（契約の締結）

第12条 財政課長は、工事の競争入札により落札者が決定したときは、当該落札者と契約を締結しなければならない。

2 競争入札によらない工事は、工事担当課長が随意契約を締結するものとする。

3 契約は、支出負担行為決議書により決議した後、速やかに契約書（第8号様式）により締結するものとする。この場合において、契約金額が130万円を超えない工事は、契約書の作成を省略し、請書（第9号様式）の提出によることができる。

4 契約書には、金額抜き設計書、仕様書及び図面を添付するものとする。

5 契約の内容に関する事項の公表は、弥富市建設工事等に係る情報の公表事務取扱要領に基づき行うものとする。

（契約の保証）

第13条 契約の保証に関する取扱いについては、弥富市工事請負契約保証事務取扱要領に定めるところによる。

#### 第4章 工事の施行

（監督員）

第14条 工事担当課長は、監督員の氏名その他必要な事項を監督員通知書（第10号様式）により請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

（監督の方法）

第15条 監督は、弥富市工事監督要領に基づき行うものとする。

（工程表）

第16条 工事担当課長は、別に定める日までに、工程表（第11号様式）を請負者に提出させなければならない。工期変更契約を締結したときも、同様とする。

（現場代理人及び主任技術者等）

第17条 工事担当課長は、契約締結後5日以内に、現場代理人等通知書（第12号様式）を請負者に提出させなければならない。これらの者に変更があったときも、同様とする。

2 工事担当課長は、前項の規定により請負者から現場代理人等通知書の提出があったときは、その写しを財政課に提出するものとする。

（権利義務の譲渡又は承継）

第18条 工事担当課長は、請負者から工事の権利義務の譲渡又は承継の申出があったときは、工事譲渡（承継）承諾申出書（第13号様式）を請負者に提出させるものとする。

2 工事担当課長は、前項の申出を承諾するときは、工事譲渡（承継）承諾書（第14号様式）により請負者及び譲受（承継）人に通知するものとする。

（名称変更等の届出）

第19条 工事担当課長は、請負者の名称若しくは組織又は住所の変更があったときは、名称等変更届（第15号様式）を請負者に提出させるものとする。

（工事の下請負）

第20条 請負者は、その請け負った工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項に規定する場合を除き、工事担当課長は、請負者がその請け負った工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事下請負届（第16号様式）を請負者に提出させなければならない。

3 工事担当課長は、前項の規定により請負者から工事下請負届の提出があったときは、その写しを財政課に提出するものとする。

（契約内容の変更）

第21条 工事の設計変更による契約変更のできる範囲及び設計変更の手続は、弥富市設計変更事務取扱要領によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県の関係機関により特に基準が設けられている場合は、それによるものとする。

3 契約金額の増減を伴う変更契約を締結しようとするときは、工事担当課長が変更予算執行書（第17号様式）及び変更の支出負担行為決議書により決定するも

のとし、契約金額の増減を伴わない変更契約を締結しようとするときは、財政課長又は工事担当課長が変更契約伺書(第18号様式)により決定するものとする。

4 財政課長又は工事担当課長は、前項の規定により決定したときは、変更契約協議書(第19号様式)により請負者と協議した上で、変更契約書(第20号様式)により変更契約を締結するものとする。この場合において、契約金額が130万円を超えないもので請書により契約を行っているときは、変更契約書の作成を省略し、変更請書(第21号様式)の提出によるものとする。

5 契約内容変更のうち工期の延長のみの変更の場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 請負者の請求による場合 工事担当課長は、工期延長請求書(第22号様式)を請負者に提出させ、その理由が妥当であると認めたときは、工期延長承諾書(第23号様式)により請負者に通知するものとする。

(2) 市の請求による場合 工事担当課長は、工期変更協議書(第24号様式)により請負者と協議し、工期変更承諾書(第25号様式)を請負者に提出させるものとする。

6 工事担当課長は、前項第1号の規定により工期延長承諾書により請負者に通知したとき、又は同項第2号の規定により請負者から工期変更承諾書の提出があったときは、それらの写しを財政課に提出するものとする。

(工事の中止)

第22条 工事担当課長は、工事の施行を中止する必要があると認めるときは、工事中止決定書(第26号様式)により請負者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、財政課長又は工事担当課長は、出来形検査を行い、工事を中止した時点での出来形検査調書(第27号様式)を作成しておくものとする。

(履行遅滞における損害金の徴収)

第23条 工事担当課長は、請負者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期内未完了申出書(第28号様式)を請負者に提出させなければならない。

2 工事担当課長は、前項の工期内未完了申出書が提出された場合は、速やかに出来形を確認し、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあると認められるときは、継続施工承諾書(第29号様式)により請負者に通知するものとする。

る。

3 前項の場合において、工期末日における出来形を検査し、工事完成後、遅延日数に応じ、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額に対し、年14.5パーセントの割合で計算した損害金を請負者から徴収することができる。

4 第1項の場合において、工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがあると認められないときは、契約を解除することができる。

(契約解除)

第24条 財政課長又は工事担当課長は、請負者が契約の解除を申し出たとき、又は契約を解除する必要があるときは、契約解除通知書（第30号様式）により請負者に通知するとともに、契約解除通知書（第31号様式）により前払保証が付されている場合は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）に、また、弥富市公共工事請負契約約款第4条第1項第3号から第5号までの保証（以下「履行保証」という。）が付されている場合は履行保証をした会社（以下「履行保証会社」という。）に通知するものとする。

2 契約解除に伴う精算は、出来形検査を行い、契約解除に伴う精算方法により精算額を確定し、精算通知書（第32号様式）により請負者に、保証金（保険金）請求通知書（第33号様式）により保証事業会社及び履行保証会社に通知するものとする。

(違約金の徴収)

第25条 財政課長又は工事担当課長は、請負者が弥富市公共工事請負契約約款第43条に該当する場合において、契約を解除するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として徴収しなければならない。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第5章 工事の完了

(完了届)

第26条 工事担当課長は、工事が完成したときは完了届（第34号様式）を、修補補正が完了したときは修補補正完了届（第35号様式）を請負者に提出させなければならない。

(検査)

第27条 検査は、弥富市工事検査要領に基づき行うものとする。

- 2 財政課長又は工事担当課長は、検査を行ったときは、その結果を検査結果通知書(第36号様式)により請負者に通知しなければならない。

(部分使用)

第28条 工事目的物の引渡し前において、出来形部分の一部又は全部を使用する必要があるときは、当該使用部分の出来形検査を行い、工事担当課長は、部分使用協議書(第37号様式)により請負者と協議し、部分使用同意書(第38号様式)を請負者に提出させるものとする。

(部分引渡し)

第29条 工事の完成に先立ち、工事目的物の一部で完了した部分の引渡し(以下「部分引渡し」という。)を受ける必要があるときは、あらかじめ設計図書においてその旨を明示するものとし、必要事項を仕様書に特記するものとする。

- 2 設計図書において部分引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完了したときは、工事担当課長は、指定部分完了届(第39号様式)を請負者に提出させなければならない。
- 3 財政課長又は工事担当課長は、部分引渡し調書(第40号様式)を作成の上、指定部分完了検査を行い、指定部分検査結果通知書(第41号様式)により請負者に通知しなければならない。

## 第6章 契約代金の支払い

(前金払)

第30条 請負者から保証事業会社が発行した保証証書を添付した前払金請求書(第42号様式)により前払金の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

- 2 保証事業会社が発行した保証証書は、契約書に添付して保管するものとする。

(中間前払金)

第31条 工事担当課長は、請負者が中間前払金認定請求書(第43号様式)を提出した場合は、実際の支払請求に先立ち必要な要件の認定を行うものとする。

- 2 認定が認められた場合は、中間前払金認定書(第44号様式)により請負者へ通知するものとする。



3 通知を受けた請負者から保証事業会社が発行した保証証書を添付した中間前払金請求書（第45号様式）により中間前払金の請求があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（部分払）

第32条 工事担当課長は、請負者が部分払を希望するときは、出来形検査請求書（第46号様式）を請負者に提出させなければならない。

2 前項の規定により請求があったときは、財政課長又は工事担当課長は、出来形検査を行い、出来形検査結果通知書（第47号様式）により請負者に通知しなければならない。

3 部分払の支払いは、部分払請求書（第48号様式）と出来形検査調書により当該請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（精算払）

第33条 契約代金の支払いは、請求書（第49号様式）と完了検査調書（第50号様式）により当該請求書を受理した日から40日以内に支払わなければならない。

2 部分引渡しに伴う契約代金の支払いは、請求書と指定部分完了検査調書（第51号様式）により指定部分に相応する契約代金を支払うものとし、前項に準じて処理するものとする。

## 第7章 雑則

（補則）

第34条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて請負者と協議して定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。